第十五条の十七　法第三十三条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　精神科病院の名称及び所在地

二　患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三　退院年月日

四　病名

五　退院後の処置に関する事項

六　退院後の帰住先及びその住所

第十五条の十八　法第三十三条の三第二項の規定により診療録に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の三第一項本文に規定する事項（以下「医療保護入院に係る告知事項」という。）のうち知らせなかつたもの

二　症状その他医療保護入院に係る告知事項を知らせることがその者の医療及び保護を図る上で支障があると認められた理由

三　医療保護入院に係る告知事項を知らせた年月日

第十六条　法第三十三条の六第三項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第三十三条の六第二項後段の規定による入院措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

二　当該入院措置を採つたときの症状

三　（略）

第十六条の二　法第三十三条の六第二項後段の規定による入院措置を採つた精神科病院の管理者は、当該入院措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一～七　（略）

八　当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条の六第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九　前号の診察の結果、法第三十三条の六第一項の入院措置は必要ないと認めたときは、その理由

十　法第三十三条の六第一項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審議を行つた結果

十一　（略）

第十六条の三　法第三十三条の六第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　法第三十三条の六第一項の規定による入院措置に係る届出

イ～チ　（略）

二　法第三十三条の六第一項の規定による入院措置を採ろうとする場合において、同条第二項後段の規定による入院措置を採つた場合の当該入院措置に係る届出

イ～ハ　（略）

（新設）

（新設）

第十六条　法第三十三条の七第三項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第三十三条の七第二項後段の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

二　当該措置を採つたときの症状

三　（略）

第十六条の二　法第三十三条の七第二項後段の規定による措置を採つた精神科病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一～七　（略）

八　当該措置から十二時間以内に法第三十三条の七第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九　前号の診察の結果、法第三十三条の七第一項の措置は必要ないと認めたときは、その理由

十　法第三十三条の七第一項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審議を行つた結果

十一　（略）

第十六条の三　法第三十三条の七第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　法第三十三条の七第一項の規定による措置に係る届出

イ～チ　（略）

二　法第三十三条の七第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、法同条第二項後段の規定による措置を採つた場合の当該措置に係る届出

イ～ハ　（略）